

平成21年7月31日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成21年7月31日（金）開会：午前10時02分 閉会：午後0時05分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者（欠席なし）

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 町田博喜（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（無所属）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、田中渡議長が出席
委員外議員として、杉山たかのり副議長が出席

4 傍聴議員

大石伸雄・長谷川久美子・よつや薫

5 一般傍聴者

7名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 亀井健

次長 北川英子

庶務課長 北林哲二

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議概要

（1）アジェンダの整理について

協議事項の整理の修正

前回の委員会（7月10日開催）に示された協議事項に関する整理案（以下「協議事項整理案」という。）について、既に結論が出たものとして整理していた「附属機関（各種審議会等）委員報酬のあり方」の協議事項については、引き続き議論することになっていたため、整理案を修正するとともに、来年度の議会予算に関する議論の中で協議することになりました。

協議事項整理案に対する意見等

協議事項整理案についての意見、追加の協議事項があれば事前にご提案いただくことになっていたところ、野口委員より意見の申し出がありましたので、その説明を受けました。その概要は、以下のとおりです。

ア 協議事項整理案では、結論が出たものとして整理されていた協議事項「附属機関（各種審議会等）委員報酬のあり方」については、引き続き協議する事項であったこと。（上記と同様）

イ 協議事項「請願・陳情提出者の意見表明の機会設定」について、請願・陳情は議会と住民の結びつきを強めるものなので、協議を早く行うべきであること。

ウ 協議事項「一般質問時間制限の見直し」について、当初の趣旨は議員が平等に質問できるように各議員の質問時間を30分（答弁時間を含まない。）とすることであったが、それを一例として、一般質問のあり方を見直し、議会を活性化していくための協議事項としたいこと。

エ 協議事項「政務調査費使途基準の明確化（再検討）」について、現在の使途基準は最大公約数で決めたものであり、時代の流れあるいは全国の自治体の経験の中からさらに精度を上げていく必要があり、新しい基準をこの委員会で協議すべきであること。

野口委員からご提案のあった事項については、9月までに結論を出すことになっている他の協議事項（「会派のあり方」、「議会棟のセキュリティ」など）とともに、次回の委員会において議論の方向や期限について協議することになりました。

（2） 前回から継続のアジェンダ

議員互助会のあり方について

ア 慶弔見舞金及び記念品料

慶弔見舞金及び記念品料については、廃止することで意見の一致をみました。次回の委員会において、事務局から、慶弔見舞金及び記念品料を廃止するための互助会規程の改正案が示される予定です。

イ 凍結中の慶弔見舞金

現在支給が凍結されている慶弔見舞金についても支給しないことを確認しました。凍結の対象者に対しては、議長からその旨お伝えし、理解を得ることになりました。

ウ 議員互助会のあり方

協議の中では、退会一時金の取扱い、本人の希望による任意の脱会の是非などについて、意見が述べられました。議員互助会のあり方全般については、次回以降も引き続き協議することになりました。

一問一答制の導入について

事務局から、一問一答制（ 1 ）については、会議規則等に明確にこれを禁じている規定はなく、慣例として一括質問一括答弁の方式（ 2 ）が採用されてきた旨の説明を受けました。その後、協議を行い、一問一答制の具体的なイメージ、問題点、質

疑のあり方等について意見を述べ合いました。

次回の委員会では、試行として常任・特別委員会の審査において一問一答制を導入する場合において、定めておくべきルールなどを協議することになりました。

議員報酬のあり方について

本日は、議員報酬のあり方のうち、議員が逮捕・起訴された場合における議員報酬の支給の是非について協議することになっていました。

まず、提案者である篠原委員から、神戸市の条例などについて説明を受けました。次に、事務局から、他市の条例、法律上の課題整理などについて説明を受けました。

時間の都合もあり、本日は説明のみに止め、次回の委員会では、条例化（逮捕・起訴された場合には議員報酬を支給しないこととする条例制定・改正）の是非について、協議することになりました。

議員定数について

本日は、各委員から、議員定数についての現時点での意見を述べていただきました。その内容は、削減すべきとするもの、削減すべきでないとするもの、定数の議論はすべきであり結論は議論の結果で決めたいとするもの、過去の定数に関する議論を知ったうえで議論すべきであるとするものなどでした。幅広い意見があり、今後の協議方法については、正副委員長で調整して提案することになりました。

(3) その他

次回の特別委員会は8月14日（金）午前10時から開催することを確認しました。

1 「一問一答制」... 議員が市長等の理事者に質問する場合において、ひとつの質問事項について、その都度答弁を行う方式

2 「一括質問一括答弁の方式」... 議員が市長等の理事者に質問する場合において、質問事項をまとめて質問し、理事者側もまとめて答弁を行う方式

以 上